

## 保護者の責任の下でネット上のトラブルから子どもたちを守る



日々増加傾向のネット端末の所持率とファーストタッチの低年齢化が顕著であること。便利さとともにリスクが高まっていること。ネット社会と現実社会の違いを知ること。いたずら気分や悪ふざけで行ったことが、犯罪行為になり、罪（侮辱罪や児童ポルノ禁止法違反等）に問われるなど。被害者になるだけでなく、加害者になることもあるので、親子でルールを決めることが何よりも重要であることを強調されました。さらに、スマートフォン関連のトラブル時は、すぐに警察に相談してほしいとおっしゃつていました。



4日（金）の授業参観後、音楽室にてPTA講演会が行われました。今回は、メディアコントロールをテーマに、荒尾警察署生活安全課の方を講師に迎えて、小中学生の現状やトラブル回避のための方策について話してもらいました。

# さくらだより ネットトラブルから 子供を守るから

荒尾警察署の方に  
話してもらいました

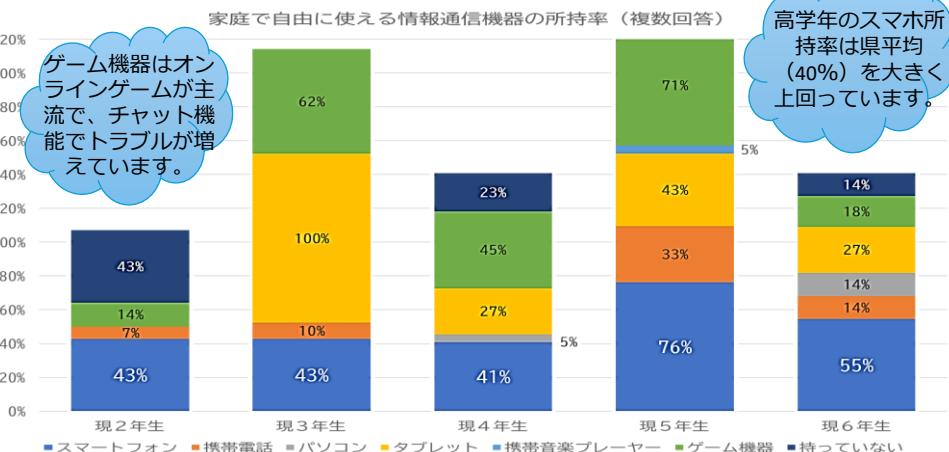
## 別件ですが警察からの連絡

2021年10月1日から県の条例が改正され、**自転車保険の加入が義務化**されています。自転車といえども、車両として扱われ、接触事故等を起こしてしまえば莫大な損害賠償が課せられることもあります。

子供たちも例外ではありません。ご確認をお願いします。

## 昨年実施された心のアンケート結果から

昨年12月に実施された「心のアンケート（全県下で実施）」の結果から本校のネット端末所持率等の結果を紹介します。



**【スマホの所有者を教えてましょう！】**  
左上の写真にある「スマホに弱い大人の教科書」が、今回参加全員に配付されました。一部内容を紹介します。  
冊子の内容はQRコードから読み込みます。  
スマートフォンの所有者は誰なのでしょう。ほとんどどの子供が「自分のもの」と答えるでしょうが、購入者・通信料の支払いは保護者です。つまり、あくまでも所有者は保護者です。使用させるならルールを決めてからにしましょう。

**【貰い与えた責任】**  
ある警察官の話です。  
未成年の頃、原付バイクを親から購入してもらったりしたとき、父親から「俺の責任でお前の原付を買った。事故を起こすな。他人に迷惑をかけるな」と...  
スマートフォンも同じです。  
スマートフォンを貰い与えた責任は誰になるのかを、今一度考えてみてはいかがでしょうか。

